



◆◇ 8月1日から後期高齢者医療制度の保険証が変わります ◇◇

75歳以上の高齢者が対象の後期高齢者医療の被保険者証は、毎年8月1日に更新されます。8月1日以降は、7月中旬から「簡易書留郵便」で郵送する新しい被保険者証(えんじ色)を使用してください。

問 ㊥国保年金課

■限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の人には、一部負担金および入院時の食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されます。

すでにお持ちの人で引き続き非課税世帯に該当する人には、8月1日以降に使用する被保険者証と一緒に新しい認定証を郵送します(更新手続きは不要です)。

■後期高齢者医療保険料の納付

保険料は、原則として公的年金からの天引きによる納付(特別徴収)となります。ただし、次の場合には特別徴収ができないため、納付書や口座振替による納付(普通徴収)になります。

- ・公的年金の年間受給額が18万円未満の場合
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が公的年金の1回あたりの年金受給額の2分の1を超える場合
- ・年度の途中で他市町村から転入した場合

医療機関窓口での自己負担割合

区分	基準	負担割合
現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得(控除後)145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯	3割
一般	現役並み所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱに該当しない人	1割
区分Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税の世帯の人	
区分Ⅰ	同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円になる人	

自己負担限度額

区分	1カ月の自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	4万4,400円	8万100円【注】
一般	1万2,000円	4万4,400円
限度額適用額・標準負担額減額認定証 交付該当	区分Ⅱ	2万4,600円
	区分Ⅰ	1万5,000円

【注】医療費が26万7,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。

過去12カ月間での世帯支給が4回目以降の限度額は4万4,400円になります。

※被保険者証のみが郵送された人で、区分Ⅱ・Ⅰの要件に該当する場合は、古河庁舎国保年金課、総和庁舎市民総合窓口課または三和庁舎市民総合窓口室へ申請してください。限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けると入院時等における治療費や食事代の窓口負担額が減額されます。

後期高齢者医療健康診査 を受診しましょう

後期高齢者医療制度の被保険者の人は、生活習慣病の早期発見や介護予防のために、「後期高齢者健康診査」を無料で受けられます。

健康でいきいきした生活を送ることができるよう、年1回、健康診査を受診しましょう。

ジェネリック医薬品を 利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初につくられた薬(先発医薬品:新薬)と同等の効能・効果を持つ薬です。一般的に新薬よりも安価なので、利用することで医療費の節約になるだけでなく、経済的負担も軽くなります。

還付金詐欺などの 二重電話詐欺にご用心

市役所や公的機関などの職員を名乗り、医療費の還付をうたってお金を振り込ませようとしていたり保険証をだまし取ろうとしたりする事件が全国で発生しています。不審な電話があった場合は、市役所や警察署に相談してください。